

当法人における新型コロナウイルスに対する対応マニュアル

【第2版】(2020.3.2)

株式会社 山梨福祉総研

※…前版より変更部は下線+太字

1. 法人の対応

- 1) 法人内や利用者さんなどに対して感染対策を講じ、感染拡大を防止する
- 2) 政府や厚生労働省、また行政等の情報や指示に注視し、必要な情報や対策を適宜法人内に提供する
- 3) 当法人における対応マニュアル等ホームページに掲載する

2. スタッフの対応

【通常業務】

- 1) 出勤前の検温を行う
- 2) 朝礼での体調確認（朝礼を行えない部署は、体調不良時は通勤前に上司に報告）
- 3) 咳エチケットとマスクの着用の徹底をお願い（別紙「感染症対策」を参照）
- 4) こまめな手洗いの徹底（別紙「感染症対策」を参照）
- 5) スタッフや利用者さんの接触部や動線内の除菌

【体調不良時】

- 1) 出勤前の検温で発熱が認められる（37.5 度以上）場合にあっては、出勤を行わずに上司へ報告、基本的に外出を控え自宅安静とする
- 2) 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向になるまでは同様の取り扱いとする。
- 2) 相談や受診の行動については別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照

【通常業務以外】

- 1) 当面の間、外部の学会や研修会等への参加は自粛する
- 2) 強制するものではないが、業務で接する対象者等の重症化リスク等も考慮し、業務以外の行動においても、責任ある行動を心掛ける

3. 利用者様への対応

- 1) 別紙「新型コロナウイルスを防ぐには」「感染症対策」「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」のプリントを配布する
- 2) 咳エチケットとマスクの着用の徹底をお願い（別紙「感染症対策」を参照）
- 3) こまめな手洗いの徹底（別紙「感染症対策」を参照）

- 4) 発熱等の風邪症状がみられるときは、早めの連絡にてお休みをお願いする
- 5) (通所の場合) 送迎にあたっては、送迎車に乗車する前に、本人・家族又はスタッフが本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取り扱いとする。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
発熱により 利用を断った利用者さんについては、居宅介護支援事業所に情報提供を行う。居宅介護支援事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。
- 6) (訪問する場合) サービス提供に先立ち、利用者本人・家族又はスタッフが本人の体温を計測し(可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい)、発熱が認められる場合には、別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた適切な対応を促す。また発熱の際は 原則訪問時のサービス提供を中止とするが、緊急性などやむを得ない理由でサービスの継続が必要な際は、以下の点に留意する。
- ・ 地域の保健所と相談。居宅介護支援事業所と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
 - ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
 - ・ サービス提供に当たっては、サービス提供前後における手洗いやうがいの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- 7) 相談や受診については別紙「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」の内容に沿って対応していただく

4. 来客や委託業者への対応

- 1) 来客や委託業者等について、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には立ち入りを断ること。